

## 関西学院大学 研究成果報告

2023年5月10日

関西学院 院長殿

所属：法学部  
職名：教授  
氏名：井上 武史

以下のとおり、報告いたします。

研究制度	<input type="checkbox"/> 関西学院留学 長期（滞在国： ） <input checked="" type="checkbox"/> 関西学院留学 短期（滞在国：フランス共和国） <input type="checkbox"/> 宣教師研究期間 <input type="checkbox"/> 関西学院外留学（滞在国： ）
研究課題	ヨーロッパにおける多層的人権保障システムの探求——欧州人権裁判所の役割と機能
研究実施場所	パリ・シテ大学（Université Paris Cité）
研究期間	2022年9月1日 ～ 2023年3月11日（約6ヶ月）

## ◆ 研究成果概要 （2,500字程度）

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

<p>今回の学院留学では、下記の4点について研究を進めた。</p> <p>1. 研究実施場所のパリ・シテ大学では、憲法、ヨーロッパ法、宗教法を専門とする Thierry Rambaud教授（公法学）に受け入れていただいた関係で、滞在期間中、同教授の欧州人権裁判所の人権判例を検討するセミナー（公法総論・基本的諸権利論）に参加するとともに、同教授と上記研究課題に関する打ち合わせを折に触れて行った。また、上記研究課題の遂行の一環として、欧州機関の国内法秩序への影響を制度・組織の側面と機能の側面から把握する必要から、ストラスブールの欧州人権裁判所と欧州議会を訪問した。さらに、Rambaud教授の紹介を通じて、フランスの公的機関を訪問する機会を得た。2023年2月に国民議会内でRobin Reda氏（国民議会議員）と面会し、欧州法の比重が高まる中での国内議会の役割について意見交換した。また、行政最高裁判所であるコンセイユ・デタ（国務院）では、Thierry-Xavier Girardot氏（コンセイユ・デタ事務総長）に欧州司法裁判所および欧州人権裁判所の判例の国内裁判所への影響について、その後の首相官邸ではAurélie Bretonneau事務総長補に対応してもらい、政府の法案策定プロセスについてのレクチャーを受けることができた。さらに、パリ・シテ大学にてEric Buge国民議会職員を迎えて、フランス議会での法形成プロセスについて質疑応答を行った。これらの実務者との意見交換や質疑応答は、書物では得られない実務での法運用の一端をうかがうことができるたいへん有益な機会であ</p>
--

- り、上記研究課題の遂行に資するものであった。
2. Rambaud教授が宗教法を専門としている関係で、宗教法について研究を行った。これは、上記研究課題を検討する上での1つのケーススタディとしても位置づけられる。その主要な成果は、2023年2月23日に受入機関のパリ・シテ大学で開催されたシンポジウム「Vers un contrôle étatique accru en matière de droit des religions : perspectives croisées France-Japon (宗教法領域における国家的統制の拡大：日仏の視点)」である。同シンポジウムは、2022年7月の安倍晋三元首相銃撃事件を受けてクローズアップされたカルト宗教問題に触発されて、国家権力と宗教的自由の関係の変容につき日仏それぞれの視座からアプローチするものである。同シンポジウムでは、日本法の状況を紹介する私の” Japon face aux mouvements sectaires (セクト問題に直面する日本)”と題する研究報告を基調として、Rambaud教授ほか他の参加者とともに質疑応答を行った。このシンポジウムの記録は、『Société, droit et religion』誌 (CNRS Éditions) に掲載される予定である。また、日本語での成果は、「宗教団体規制の現況と課題：憲法の視点から」(ジュリスト1585号、有斐閣、2023年、28～33頁)にて公表される予定である。同論文は、フランス宗教団体法との比較を意識して、破壊活動防止法や無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律をはじめとする日本の団体規制法を宗教団体規制という観点から捉えて、その現況を概観し、今後の検討課題を提示するものである。
3. 従来から取り組んできた緊急事態の法制度の研究を進めた。Covid-19の感染拡大を受けて、日本でもフランスでも緊急事態宣言が発出されたが、日本での法理論的な研究はいまだ不十分な状況であり、フランスの法制度や運用は比較法的な素材として重要な意義を有する。この問題について、トゥール大学で行われたシンポジウム「5e colloque “Regards croisés du Réseau Européano-japonais NihonEuropa : Regards croisés en droit constitutionnel et droit économique (第5回日本・ヨーロッパ間の横断的視点：憲法および経済法における横断的視点)」において、「L'état d'urgence sanitaire au Japon est-il un véritable état d'urgence ? (日本の緊急事態は真の緊急事態なのか?)」と題する研究報告を行った。同報告は、Samy Benzina教授(ポワティエ大学)の報告を受けての対照報告であり、緊急事態法に関する日仏の比較検討を行うものである。この研究報告が評価されたためであろうか、2023年度にポワティエ大学で開催されるシンポジウムに招待され、同テーマに関して別の研究報告を行う予定である。
4. 新たな研究課題として、公的領域におけるデオントロジーの問題に着手した。フランス滞在中、公務員法およびデオントロジーの専門家であるEmmanuel Aubin教授(トゥール大学)および議会法の専門家である現国民議会倫理審査官を兼務するJean-Eric Gicquel教授(レンヌ大学)との交流を通じて、公法学における同問題の重要性を認識するに至った。日本ではデオントロジーの問題は公法学や憲法学においてほとんど認知されていないため、今後はフランスや欧州各国の制度を比較の素材として、その法理の解明を進めていきたいと考えている。

今回の学院留学では、従来の研究を発展・深化させることができたことに加えて、貴重な経験や様々な人的交流を通じて、これまで思い至らなかった新たな問題や課題を得ることができた。今後は滞在中に得られた知的資源・人的資源を糧にして、新たな問題領域にも取り組んでいきたい。

以上

提出期限：研究期間終了後2ヶ月以内

提出先：研究推進社会連携機構(NUC)

※関西学院留学は所属長を経て、宣教師研究期間は大学教員は学部長及び学長を経て院長に、高中部教員は各部長及び高中部長を経て院長に提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。